

# 鳥取縣公報

昭和十九年五月廿六日  
第千五百三十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

- 縣令
  - 鳥取縣藥品檢查規則中改正……………一頁
  - 保險醫異動……………二頁
  - 農業生產統制令第十條第二項ノ規定ニ依ル命令…二頁
  - 國民体力管理醫選任……………三頁
  - 地區並設計書變更……………三頁
  - 定置漁業權有續期間更新免許……………三頁
  - 亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格指定……………四頁
  - 鐵線、亞鉛引鐵線及釘ノ最高販賣價格指定……………九頁
  - 挽餅ノ最高販賣價格指定……………二頁

## 縣令

### ◇鳥取縣令第四十四號

昭和十八年六月鳥取縣令第三十七號鳥取縣藥品檢查規則  
中左ノ通り改正ス

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第八條 検査ヲ受クル藥品工品ハ別表ノ規格標準及結束方法  
ニ依ルベシ

第八條ノ二 検査ヲ受ケタル藥品工品ハ別表ノ梱包方法ニ依  
リ同種同等級品ヲ以テ一梱ト爲スベシ 但シ束繩疋及吠  
ニ在リテハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第九條 第一項中「前條」ヲ「前二條」ニ改ム

第二十條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

検査等級決定シタルトキハ筵及叭ニ在リテハ一枚毎ニ様式第五號ニ依ル検査等級證印(筵及叭用)ヲ織出シ一尺ノ箇所ニ押捺シ票箋ニ検査ノ年月日及食糧検査所名ヲ記載シ且様式第五號ニ依ル検査等級證印(票箋用)及検査吏員ノ認印ヲ押捺ス

- 第二十條 第二項中「票箋ニ様式第七號ニ依ル検査濟證印」ヲ削リ「様式第八號」ヲ「様式第六號」ニ改ム
- 第二十條第二項ヲ削ル
- 第二十一條中「様式第九號」ヲ「様式第七號」ニ改ム
- 第二十二條第一項中「若ハ梱包」ヲ削ル
- 第二十三條第二號中「又ハ検査封緘紙若ハ」ヲ削ル
- 第二十五條中「若ハ梱包」及「検査封緘紙及」ヲ削ル
- 第二十九條第四號中「検査封緘紙又ハ」ヲ削ル
- 様式第三號ノ長及幅ヲ左ノ如ク改ム  
長 二寸五分 幅 一寸
- 様式第五號及様式第七號ヲ削リ「様式第六號」ヲ「様式第五號」ニ「様式第八號」ヲ「様式第六號」ニ「様式第九號」ヲ「様式第七號」ニ改ム

別表叭結束方法中「横ニ箇所」ノ下ニ「二廻リ」ヲ加ヘ同梱包方法中「叭用筵ノ結束及梱包方法ニ付亦同ジ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 告示

#### 鳥取縣告示第二百八十三號

健康保險法、國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險醫左ノ通異動アリタリ

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

診療所所在地	氏 名	異動事項	異動年月日
東伯郡倉吉町大字東岩倉町二二七九	涌谷 良藏	死亡	昭和十九年二月二十六日

#### 鳥取縣告示第二百八十四號

農業生産統制令第十條第二項ノ規定ニ依リ本縣内ノ農業者

ハ左ノ事項ニ關シ市町村農業會(市町村農業會ヲキ場合ニ於テハ市町村農會ヲ含ムモノトス)ノ統制ニ服スベキコトヲ命ズ

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 田植ノタメノ移動労働班ヘノ参加
- 二 市町村農業會ノ指定シタル期間ニ於テ當該農業會ノ地區外ニ於ケル他人ノ農業ニ從事セントスル届出

#### 鳥取縣告示第二百八十五號

國民體力法第九條ニ基キ昭和十九年度國民體力管理醫ヲ左ノ通選任セリ

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民體力管理醫

西伯郡 醫師 菅 滿 兒

#### 鳥取縣告示第二百八十六號

東伯郡社村横田第二耕地整理組合地區並ニ設計書變更ノ件

昭和十九年五月二十三日認可セリ  
昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

#### 鳥取縣告示第二百八十七號

昭和十九年五月二十六日左ノ定置漁業權存續期間更新ヲ免許セリ

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 免許番號 第貳貳壹號
- 二 漁業權者 西伯郡崎津村大字葭津六二三番地 代表者 阿 川 多 一
- 三 漁業ノ種類及名稱 定置漁業桝網漁業罾網
- 四 漁業權存續期間 自昭和十九年五月八日 拾箇年 至昭和十九年五月七日
- 五 條件制限 一、日没ヨリ未明迄ノ間兩台及沖側中央部台ニ水面上高サ六尺ノ所ニ夫々赤色標識燈ヲ掲揚スベシ

二、知事必要アリト認ムル時ハ既

ニ與ヘタル免許ヲ取消シ又ハ  
條件制限ヲ附スコトアルベシ  
三、漁獲物ハ米子市ニ搬入スベ  
シ

◇鳥取縣告示第二百八十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル亞鉛鐵板ノ  
小賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月鳥取縣告示第四百五十九號(亞鉛鐵板ノ  
小賣業者最高販賣價格指定ノ件)及昭和十八年七月鳥取  
縣告示第三百八十六號(日本標準規格ニ依ル原板ヲ使用  
シタル亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格指定ノ件)ハ之  
ヲ廢止ス

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格

一平 板 (單位一枚)

小賣業者最高販賣價格

厚	及	寸	法	小賣業者最高販賣價格
三一番		三	×	六呎 一、九九
三一番		三	×	七 二、三五
三一番		三	×	八 二、七二
〇、三三 <sup>耗</sup>	(三〇番)	九二五 <sup>耗</sup>	(三)×	一、八三〇 <sup>耗</sup> 二、二四
〇、三三	(三〇番)	九二五	(三)×	二、一四〇 二、六六
〇、三三	(三〇番)	九二五	(三)×	二、四四〇 三、〇六

〇、三五	(二九番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	二、四四
〇、三五	(二九番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	二、八九
〇、三五	(二九番)	九二五	(三)×	二、〇四四	(八)	三、三三
〇、四〇	(二八番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	二、七九
〇、四〇	(二八番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	三、二八
〇、四〇	(二八番)	九二五	(三)×	二、四四〇	(八)	三、七九
〇、四五	(二七番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	三、一一
〇、四五	(二七番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	三、六六
〇、四五	(二七番)	九二五	(三)×	二、四四〇	(八)	四、二三
〇、五〇	(二六番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	三、四六
〇、五〇	(二六番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	四、一〇
〇、五〇	(二六番)	九二五	(三)×	二、四四〇	(八)	四、七四
〇、五五	(二五番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	三、七九
〇、五五	(二五番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	四、五一
〇、五五	(二五番)	九二五	(三)×	二、四四〇	(八)	五、一五
〇、六〇	(二四番)	九二五	(三)×	一、八三〇	(六)	四、一六
〇、六〇	(二四番)	九二五	(三)×	二、一四〇	(七)	四、九二
〇、六〇	(二四番)	九二五	(三)×	二、四四〇	(八)	五、六六

〇、七〇	(二二番)	九一五	(三) × 一、八三〇	(六)	四、八〇
〇、九〇	(二〇番)	九一五	(三) × 一、八三〇	(六)	六、一三
一、二〇	(一八番)	九一五	(三) × 一、八三〇	(六)	八、二一
一、六〇	(一六番)	九一五	(三) × 一、八三〇	(六)	一〇、六五

本表平板ニ浪付加工ヲ施シテ販賣スル場合ハ本表價格ニ左ニ定ムル浪付賃ヲ加算シ得ルモノトス

二八番乃至三一番	一枚ニ付	一錢
一六番及二七番	同	二錢
二五番	同	四錢
二四番	同	六錢
二二番	同	九錢
二〇番	同	一五錢

二浪板 (單位一枚)  
厚及寸法

小賣業者最高販賣價格

〇、三五	耗	(二九番)	七六五	耗	(二、五) × 二、一四〇	(六) 呎	二、〇五
					(二、五) × 二、四四〇	八	一、六六
					(二、五) × 一、八三〇	七	一、九七
					(二、五) × 二、四四〇	六	二、二二

〇、三五	(二九番)	七六五	(二、五) × 二、一四〇	(七)	二、四三
〇、三五	(二九番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(八)	二、七八
〇、四〇	(二八番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	二、三四
〇、四〇	(二八番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	二、七五
〇、四〇	(二八番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	三、一六
〇、四五	(二七番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	二、六三
〇、四五	(二七番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	三、一〇
〇、四五	(二七番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	三、五四
〇、五〇	(二六番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	二、九一
〇、五〇	(二六番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	三、四三
〇、五〇	(二六番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	三、九五
〇、五五	(二五番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	三、二二
〇、五五	(二五番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	三、八〇
〇、五五	(二五番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	四、三四
〇、六〇	(二四番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	三、五二
〇、六〇	(二四番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	四、一六
〇、六〇	(二四番)	七六五	(二、五) × 一、八三〇	(六)	四、七六
〇、七〇	(二三番)	七六五	(二、五) × 二、四四〇	(七)	四、一二

○、七〇 (二番) 七六五 (二、五) × 二、一四〇 (七)  
 ○、七〇 (二番) 七六五 (二、五) × 二、四四〇 (八)  
 本表浪板ニ浪付加工ヲ施サズシテ販賣スル場合ハ本表價格ヨリ左ニ定ムル浪付賃ヲ減ズルモノトス  
 二八番乃至三一番 一枚ニ付 一錢  
 二六番及 二七番 同 二錢  
 二五番 同 四錢  
 二四番 同 六錢  
 二二番 同 九錢

三 前各表價格ハ亞鉛鐵板統制株式會社ノ規定スル檢査ニ合格シタルモノ、價格トシ不合格品ノ價格ハ亞鉛鐵板統制株式會社檢査規定ニ依ル等級區分ニ應ジ本表價格ヨリ左ノ額ヲ減スルモノトス

厚	二級品	三級品	四級品	五級品
二八番乃至三一番	二六四二錢	四八六四錢	四二一一錢	六三二一錢
二五番乃至二七番	二六四二錢	四八六四錢	四二一一錢	六三二一錢
二〇番、一六番及一八番	二六四二錢	四八六四錢	四二一一錢	六三二一錢

四 短尺モノノ最高販賣價格ハ厚ニ應ジ平板不合格二級品又ハモノノ價格ヲ基準トシ面積比ニ依リ算出スルモノトス  
 五 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ繩、筵ニテ再荷造ヲ爲シタル場合ハ一枚ニ付一錢五厘ノ範圍内ニ於テ荷造費ヲ加算シ得ルモノトス

◇鳥取縣告示第二百八十九號  
 價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル鐵線、亞鉛引鐵線及釘ノ最高販賣價格左ノ通指定ス  
 昭和十九年五月二十六日  
 鳥取縣知事 武 島 一 義

一、普通鐵線 (單位一貫)

寸	小賣業者最高販賣價格	寸	小賣業者最高販賣價格
九、〇〇	一、四九	一、八〇	一、五五
八、〇〇	一、四九	一、六〇	一、六〇
七、〇〇	一、四九	一、四〇	一、六六
六、〇〇	一、四一	一、二〇	一、六八
五、五〇	一、四一	一、〇〇	一、九二
五、〇〇	一、三六	〇、九〇	一、九九
四、五〇	一、三三	〇、八〇	二、〇五
四、〇〇	一、三三	〇、七〇	二、一四
三、二〇	一、三六	〇、六五	二、二四
二、九〇	一、三八	〇、六〇	二、四九
二、六〇	一、四一	〇、五五	二、六一
二、三〇	一、四五	〇、五〇	二、七二
二、〇〇	一、五〇	〇、四五	二、八七

(一) 特殊鐵線ノ加算額ハ左ニ定ムル所ニ依ル

〇、四〇	三、四四
〇、三五	三、一七
〇、三二	三、三五
〇、二九	三、五一
〇、二六	三、八五
〇、二二	四、一二

水引鐵線

鈍引鐵線 九、〇〇乃至二、三〇ノモノ  
 〇、〇〇乃至〇、六五ノモノ  
 タンパン引鐵線  
 針材其ノ他ケージノ公差 (十一〇、〇二耗  
 以內) 嚴密ナル鐵線  
 (二) 中間寸法ノモノハ低キ價格ニ依ルモノトス

二、亞鉛引鐵線 (單位一貫)

寸	小賣業者最高販賣價格	寸	小賣業者最高販賣價格
六、〇〇	一、九五	〇、六〇	三、二二

三、釘 (單位一貫)	(一) 中間寸法ノモノハ低キ價格ニ依ルモノトズ	五、五〇 五、〇〇 四、五〇 四、〇〇 三、九〇 三、八〇 三、七〇 三、六〇 三、五〇 三、四〇 三、三〇 三、二〇 三、一〇 三、〇〇 二、九〇 二、八〇 二、七〇 二、六〇 二、五〇 二、四〇 二、三〇 二、二〇 二、一〇 二、〇〇 一、九〇 一、八〇 一、七〇 一、六〇 一、五〇 一、四〇 一、三〇 一、二〇 一、一〇 一、〇〇 〇、九〇 〇、八〇 〇、七〇 〇、六〇 〇、五〇 〇、四〇 〇、三〇 〇、二〇 〇、一〇 〇	一、九〇 一、七六 一、六九 一、六七 一、七二 一、七五 一、八〇 一、八六 一、九一 一、九八 二、〇五 二、一二 二、二二 二、三三 二、四二 二、五一 二、五二 二、六二 二、七六 二、九一	〇、五五 〇、五〇 〇、四五 〇、四〇 〇、三五 〇、三〇 〇、二五 〇、二〇 〇、一五 〇、一〇 〇、〇五 〇、〇〇 〇、〇五 〇、一〇 〇、一五 〇、二〇 〇、二五 〇、三〇 〇、三五 〇、四〇 〇、四五 〇、五〇 〇、五五	三、四〇 三、六二 三、八〇 三、〇一 四、〇五 四、二五 四、五〇 四、九一 五、六七 六、六〇
	(二) 古釘ノ最高販賣價格ハ本表價格ノ五分引トズ				
	(三) 中間寸法ノモノハ高キ價格ニ依ルモノトズ				
	(四) 一口百匁以下ノ小分賣ヲ爲ス場合ハ本表價格ニ一割ヲ加算スルコトヲ得				

  

寸	1.6	1.8	2.0	2.3	2.6	2.9	3.2	3.2	4.0	4.0	4.5	5.0	5.5	寸
耗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	耗
法	1	1 1/4	1 1/2	1 3/4	2	2 1/2	3	3 1/2	4	4 1/2	5	6	7	法
高小販賣業者最	二、二五	二、一一	二、〇一	二、〇一	一、九四	一、七九	一、七七	一、七六	一、七四	一、七三	一、七二	一、七四	一、七七	高小販賣業者最
寸	2.3	2.0	1.8	1.6	合	2.6	2.6	2.6	2.6	2.3	1.4	1.4	寸	
法	×	×	×	×	釘	×	×	×	×	×	×	×	法	
高小販賣業者最	1 3/4	1 1/2	1 1/4	1	4 1/2	4	3 1/2	2 1/2	2	3	7/4	7/8	高小販賣業者最	
圓	二、〇三	二、〇四	二、一四	二、二八	一、八八	一、八九	一、九〇	一、八二	一、九一	二、三九	二、三五	二、三五	圓	

鳥取縣告示第二百九十號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ挽餅ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十九年五月二十六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

挽餅ノ販賣價格

挽餅ノ販賣價格

挽餅 出來上リ百匁當 一圓

一、挽餅トハ糯米又ハ粳米粉ヲ主原料トシテ米穀以外ノ雜穀粉、蓬等ヲ混入掲上ゲタル餅ヲ云フ

二、本表價格ハ賣主店先渡價格トズ

五、本表價格ハ小賣業者店先渡トズ

六、取引ニ當リ錢ニ滿タザル端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトズ

(一) 古釘ノ最高販賣價格ハ本表價格ノ五分引トズ

(二) 中間寸法ノモノハ高キ價格ニ依ルモノトズ

(三) 一口百匁以下ノ小分賣ヲ爲ス場合ハ本表價格ニ一割ヲ加算スルコトヲ得